

平成24年（行ウ）第6号

準備書面（36）

2014年 9月 16日

松山地方裁判所 御中

本件「採択会議」で「適正・公正な審議・採択」は行われなかった

—「審議」が全く行われなかったことを示す各教育委員の発言—

一 「適正手続違反の採択」との主張・立証に被告一切反論せず

被告は、今治市教育委員会における教科書採択についての前回の裁判（平成22年（行ウ）第2号）では、採択を行った委員会会議（以下、「採択会議」と記す）の状況について次のように記している。

「教育委員会の会議において、調査報告書及び採択協議会の結論、さらに愛媛県教育委員会の選定資料を参考資料として用い、教育基本法の基本理念に則った視点からの各教育委員らの意見を述べたうえで、地教行法第13条第3項の規定により多数決により採択を決したものであり、なんら教育委員らの私的な個々人の好みや独善性にに基づき恣意的に決定したのも、法令や文科省初等中等教育局長通知（原告らの準備書面（8））に反するものでもない。

以上のとおり、教育委員会が行った採択は、法律の定めるところにより、その裁量の範囲内で行ったものである。」

（「準備書面（1）」の「第1の1の（7）本件採択」）

しかし、本件における採択過程・手続に関しては、ただ、以下のように述べているのみである。

同年8月30日今治市教育委員会の会議において教育委員らは教科用図書の採択をした。（被告「答弁書」平成24年7月3日付けのもの。被告は、本裁判の「答弁書」〔平成25年3月20日付け〕において、上記の「答弁書」を援用するとしている。以下、本書面における「答弁書」とは上記のものを指す。）

一方、原告らは、本件訴状で、本件「採択会議における採択」について以下のように主張し、記した。

今治市教委の教育委員らは、教科書を選定するために不可欠である各教科の専門的知識や教育実践経験を十分に満たしていないにもかかわらず、採択権限は教育委員会にあると、各教科の専門的合理的かつ客観的理由を示すことなく、相手方小田、相手方藤井、相手方西本、相手方原らは、教育委員という地位及び職権を濫用し、教育委員らの個々人の己の私的な評価（好み）に基づき、「調査研究資料」に示された教科書の評価や選定委員会委員の意見を無視して、本件育鵬社版教科書を採択した（詳細は、準備書面で述べる。）。この採択は、憲法及び各法令等が規定する適正手続き等に反し、教育条理に反し、社会通念に反し、違法である。

さらに、準備書面において、次のように記した。

委員会に採択権限があると強弁し、採択の対象となっている教科書さえも精読できない、していない委員らが、使用する教科書を決定するために必要な条件を満たしていないまま、使用する教科書を決定した。その採択理由も、先に述べたように、同教科書の共同事業者やそれをサポートする「日本教育再生機構」や「日本会議」の評価と酷似している。同採択は、全く虚偽・虚構の採択権にもとづく採択であり、故意的恣意的な違憲・違法・不正である。（準備書面（9）30頁）

しかしながら、被告は、原告らの主張・立証に一切反論することなく、上記のように、答弁書において、ただ、「採択をした。」と記しているのみなのである。このような状況では、被告は、裁判上、本件「採択」が「適正手続に反する違憲・違法・不正な採択である」との原告の主張をすでに全て認めたことになるものではあるが、さらに別の側面からこの主張を立証することとする。

二 教委は、本件「採択会議」において審議を全く行わなかった

原告らは『準備書面（9）』において、今治市教委が有する、教科書採択における「適正手続義務」について詳細に述べたが、このことは、文部科学省の『通知』においても次のように記されている。

教科書採択は〔略〕教科書の内容についての十分な調査研究によって、適切な手続により行われるべきものであることを踏まえ、適正かつ公正な採択の確保を徹底するようお願いします。（『平成24年度使用教科書の採択について（通知）』。証拠甲11号証）

上記のように、教科書採択は、「十分な調査研究によって、適切な手続により行われ」なければならない。

被告（相手方）今治市教委においても、このことは、その「採択について」の文書の中に「綿密な調査研究に基づき、適切に行われなければならない。」と記されており、さらに、「そのために、専門的な教科書研究の一層の充実を図っていくことも述べられている。（『平成24年度使用中学校教科用図書採択について』。証拠甲12号証）

被告は「答弁書」のなかの「市教委における教科書採択の手続」において、調査員の任命やその「調査報告書」及び今治市教科用図書選定委員会の設立やその「審議結果報告書」等々の「採択手続」過程について記している。これらが、上記・文科省や市教委の文書に言う「適正かつ公正な採択」を確保するための手続的保障であること、つまり「適切な手続」を確実に実行させていくための具体的仕組み・制度であることは言うまでもない。

したがって、「適正かつ公正な採択」を確保するための上記・制度の実行過程における具体的作業の結果である「報告書」等々を無視する採択が「採択会議」において行われたならば、それは、「適切な手続」が行われたとは言えない。そして、「適切な手続」が行われなかった採択が「適正かつ公正な採択」で在り得ないことは言うまでもない。

繰り返しになるが、上記の「文科省通知」にあるように、教科書採択は「教科書の内容についての十分な調査研究によって、適切な手続により」「適正かつ公正」に行われなければならない。本件・採択における、その「調査研究」結果が、「平成24年度使用教科用図書調査研究資料」（証拠甲7号証）であり、「今治市教科用図書選定委員会審議結果報告書」（証拠甲8号証）である。したがって、この「資料」「報告書」に基づかない採択、（百歩譲って、少なくとも）踏まえぬ採択は、当「通知」にいう「適切な手続」、「適正かつ公正」な採択とは言わない。

これら「資料」「報告書」に反する採択は、むしろ、「適切な手続」による「適正かつ公正」な採択ではあり得ない。しかし、それでも被告がそれを「適切な手続」による「適正かつ公正」な採択だと仮に主張したいなら、次に示す作業

が存在したことが最低限の前提でなければならない。

それは、「採択会議」における、教委自らの主張・支持教科書（本件においては育鵬社版）の内容と当「資料」「報告書」の内容との綿密かつ具体的な比較・検討作業であり、さらに、自らの支持・主張する教科書を「資料」「報告書」に反して採択する場合の、上記「作業」を踏まえた「公正」かつ客観的な根拠の説得力ある提示である。（以下、ここにいう、「綿密な比較・検討作業」をA、『公正』かつ客観的な根拠の説得力ある提示」をBと、便宜上呼ぶこととする。）

むろん、これらがそろったからといって、そのような採択が直ちに「適切な手続」による「適正かつ公正」な採択と呼べるものになり得るわけではないが、これらの存在は、そう呼べるものになるために必要不可欠な最低限のものであると言えるだろう。

以下、本件「採択会議」において、各教育委員らによる上記「必要不可欠な最低限の作業・審議」があったかどうか検証することとする。

（1）歴史教科書「採択会議」

本件「採択会議」において歴史教科書を採択したときの状況—各委員の発言を検証していきたい。（以下、各委員の発言は全て「第12回教育委員会議事録」〔証拠甲16号証〕による。）

① 西本委員

西本委員は、育鵬社版の採択を主張したあと、「教科用図書選定委員会審議結果報告書のご報告、大変強く受け止めておりますが」と発言したのみで、そのすぐあとに、育鵬社版支持の理由を述べている。

しかし、「報告書」のどのような内容を、どのように「強く受け止め」たのかを全く語っていないばかりでなく、「報告書」に対する自らの分析や具体的評価を全く行っていない。また、育鵬社版の推薦理由を述べるにあたって、たとえば、「報告書」等において最も高い評価を受けている東京書籍やそれに続く教育出版等（原告『準備書面（9）』9～12頁参照）との比較を一切行っていない。つまり、上記「A」の作業を全く行っていない。

続いて、育鵬社版支持・主張の理由として、以下のことを述べている。

学習指導要領にあります「我が国の歴史に対する愛情を深め、国民としての自覚を育てる」、また、今治市教育委員会基本方針にあります、「公

徳心と郷土愛を育む」という教育目的に沿った内容ではないかと思われます。

まず、ここにいう「学習指導要領」とは、中学社会科・歴史分野の「目標」のことを指しているのだろう。それは、以下の内容である。

- (1) 歴史的事象に対する関心を高め、我が国の歴史の大きな流れを、世界の歴史を背景に、各時代の特色を踏まえて理解させ、それを通して我が国の伝統と文化の特色を広い視野に立って考えさせるとともに、我が国の歴史に対する愛情を深め、国民としての自覚を育てる。
- (2) 国家・社会及び文化の発展や人々の生活の向上に尽くした歴史上の人物と現在に伝わる文化遺産を、その時代や地域との関連において理解させ、尊重する態度を育てる。
- (3) 歴史に見られる国際関係や文化交流のあらましを理解させ、我が国と諸外国の歴史や文化が相互に深くかかわっていることを考えさせるとともに、他民族の文化、生活などに関心をもたせ、国際協調の精神を養う。
- (4) 身近な地域の歴史や具体的な事象の学習を通して歴史に対する興味・関心を高め、様々な資料を活用して歴史的事象を多面的・多角的に考察し公正に判断するとともに適切に表現する能力と態度を育てる。

上記から明らかなように、西本委員のいう「我が国の歴史に対する愛情を深め、国民としての自覚を育てる」とは、上の「目標」のなかの一つの、しかも、その最後の一部 — 断片的部分である。西本委員は、その「一部分」に「沿っている」ということを、自らが採択を主張する教科書の支持理由として挙げているのである。また、その支持教科書—育鵬社版のどこの、どのようところが、それに「沿っている」というような、教科書の内容に沿った具体的指摘も一切していない。

上の「目標（１）」は、「歴史的事象に対する関心を高め、我が国の歴史の大きな流れを、世界の歴史を背景に、各時代の特色を踏まえて理解させ、それを通して我が国の伝統と文化の特色を広い視野に立って考えさせるとともに」

というのが大前提になっているものである。

したがって、この「前提」が存在しないままで、ただ「我が国の歴史に対する愛情を深め、国民としての自覚を育てる」という場合と、上記・「前提」のうえでそれを言う場合とは、その示す意味はまったく違ったものになってくるのである。

西本委員は、上の「目標」四つのうちの一つだけを「支持理由」として挙げているが、その一つさえ、全く違った意味において、つまり間違っただけで使っているのである。

続いて以下のようなことを述べている。

私自身、読んでみましても、大変内容が充実しておりまして興味深いと感じます。文面に大変共感を覚えているところです。また、歴史上の人物を他社より多く取り上げ、その時代、その時代に先人たちが直面する様々な問題に立ち向かい、いかなる努力をしてきたか、その先人たちから自分たちが、これからの日本をどのように受け継いでいくか、そのようなことを学んでいく上で多いに役立つものと思っております。

これらの発言が全く個人的な感想・思いのレベルに過ぎないことは一目瞭然だろう。

「先人たちから自分たちが、これからの日本をどのように受け継いでいくか、そのようなことを学んでいく上で多いに役立つものと思っております。」とあるが、「先人たちから自分たちが、これからの日本をどのように受け継いでいくか、そのようなことを学んでいく」というのが中学における歴史学習の目的であるなどという「考え方」は、学習指導要領等には一切存在してはいないし、また、それが歴史学習や歴史学の目的であるなどという「考え方」は、社会科教育学（歴史教育学）や歴史学の世界においても全く存在していない—在り得ない「考え方」である。

つまり、西本委員が教科書を評価する場合の基準は、全く恣意的な「自分自身のお好み」レベルのものであることを、この「議事録」は示している。つまり、上記「B」など、彼の発言の中には在りようがない。

また、「選定委員会（調査部会）」の「調査報告書」（証拠甲7号証）には、自身が採択を主張する育鵬社版について、「偏った歴史観が伺われ、生徒の心身の発達段階や生徒の生活や経験及び地域性に対して配慮されているとは言い難い面もある。」と記されている。しかし、この記述のことには全く触れてい

ない。

自身が育鵬社版の採択を主張し、かつ、選定委員会審議結果報告書を「強く受け止めている」というならば、この「報告書」における評価に対し、それを否定し得る説得力ある根拠・理由を具体的に示すというのが、「調査報告書」や「審議結果報告書」に基づかない採択をしようとする教育委員の、まさに最低限の責務だろう。本章の最初に述べたように、それをしたからといって、「適切な手続」を踏んだ「適正かつ公正な」採択になるわけではないが、しかし、西本委員は、そのレベルのことさえ全くしていないのである。

以上、西本委員の述べたことには、上記「A」「B」とも全く存在していない。

② 藤井委員

藤井委員は、次のように発言している。

私も、育鵬社でお願いしたいと思います。理由といたしましては、十分この審議結果等も読ませていただきましたが、育鵬社の教科書は、全体として、日本の歴史が一つの大きな流れをもって動いているということ、歴史の流れというものをよく理解するために非常に良い教科書だと思いました。この点で、結果として、この教科書を使う生徒は、日本という国、あるいは日本人というものに対する理解が深まるのではないかと思います。

初めに、「十分この審議結果等も読ませていただきましたが」と「選定委員会審議結果報告書」等を指してのことだろうと思われる発言をしている。しかし西本委員同様、「審議結果」がどういう内容で、それをどう読んだかなどの「報告書」に対する分析や、「報告書」が推薦する教科書及びその評価内容と自らが採択を主張する教科書—育鵬社版の内容との比較・検討などは全く行っていない。

そのうえで、「日本の歴史が一つの大きな流れをもって動いているということ、歴史の流れというものをよく理解するために非常に良い教科書だと思いました。」と述べている。

ここにいう「日本の歴史の大きな流れの理解」ということが、どこからもってきた「評価基準」かわからないが、西本委員と同じく、少しでも学習指導要領に触れている形をつくらうとして（アリバイ的に）その「目標」の中からも

ってきたものと思われる。上に示したように、その「目標」の一つのうちの一部分に「我が国の歴史の大きな流れを世界の歴史を背景に、各時代の特色を踏まえて理解させ」というところがあるからである。

しかし、上記から明らかなように、「日本の歴史の大きな流れの理解」ということは、「世界の歴史を背景に」行うということが、「目標」のこの部分の趣旨である。しかし、藤井委員の発言からは、この〈視点〉がすっぽりと抜けて、極めて自国中心的な視野のものになっているのである。

そればかりではない。「歴史の流れの理解」（のしやすさ）ということの評価基準にするならば、「選定委員会審議結果報告書」における教育出版版（選定候補教科書）への次の評価を視野に入れなければならない。

小単元の学習タイトルが生徒の学習への興味・関心を喚起させるものである。また、大きな歴史の流れの中で本時の学習の位置をわかりやすく示す工夫がなされている。学習のまとめが充実しており、基礎・基本の定着に有効である。（証拠甲 8 号証、「4 社会科（歴史）」）

このように、「歴史の流れの理解」という点で教育出版版を高く評価する一方で、同じく「報告書」のなかの育鵬社版への評価内容は「学習内容の定着を図るために、表現活動を通して学習をまとめたり、重要な事項を年表に書き込んだりするページが設けられるなど、基礎的・基本的な知識及び技能が身に付くよう配慮されている」とだけあって、「歴史の流れの理解」に関する記述は皆無である。

また、藤井委員の、「歴史の流れというものをよく理解するために非常に良い教科書」という、教科書内における具体的根拠を示さぬ抽象的な言い方に対して、上の「報告書」は「大きな歴史の流れの中で本時の学習の位置をわかりやすく示す工夫がなされている。」と、教科書内における具体的根拠を示している。「本時の学習の位置」が「大きな歴史の流れの中で」「わかりやすく示す工夫がなされている。」というのである。

このようであるにもかかわらず、藤井委員は、「報告書」のこの内容について触れることさえしていない。仮に、この「歴史の流れの理解」ということを、自身が採択を主張する教科書の評価理由にするのならば、この「報告書」においては同様の理由・基準で育鵬社版を評価してはならず、逆にその理由・基準で他の教科書を評価しているという点について比較・検討しなければならないだろう。しかし、西本委員同様、「調査報告書」や「審議結果報告書」に基づかない採択をしようとする教育委員の、まさに最低限のレベルの責務さえ果たしていないのである。

以上、藤井委員の述べたことには、上記「A」「B」とも全く存在していない。

③ 原委員

原委員は次のように述べている。

私も、育鵬社でお願いしたいと思います。新しい教育基本法、学習指導要領にかなった、子どもたちが、我が国の歴史に対する愛情を深め、国民としての自覚を育てる内容になっているのは育鵬社だと思います。

ここにいう「我が国の歴史に対する愛情を深め、国民としての自覚を育てる」という支持理由の問題性については、①の西本委員の発言に関する検討のところで述べたので省略したい。

では、「新しい教育基本法」との関係ではどうだろうか。上に「支持理由」としている一節は学習指導要領（中学社会科・歴史分野の目標）のなかにある一部分で、教育基本法の方に同一の言葉は存在しない。しかし、近い意味をもつだろう一節としては、次のようなものがある。

伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。（第二条「教育の目標」の五）

原委員の「支持理由」の言葉に近いものが教育基本法のなかにあるとしたら、上の一節の前段部分だろう。

しかし、上記から明らかなように、「我が国を愛する云々」が登場するのは、この項目の前段部分であって、その一節は「他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」という後段部分とセットの形で存在している言葉なのである。（さらに、教育基本法における上記「教育の目標」は「一～五」まであるものであるから、そのうちの一つの条文のさらに一部分ということになる。）

上記・条文の前半は、自国・日本に関すること、後半は、自国と他国・国際社会との関係に関することについての記述だから、両者は、明らかに、相互補完的な関係を成しており、前半・後半を一セットとした全体で、はじめて、条文としての意味をもつものである。このことは、このような、ごく、わかりき

った説明をしなくても、読めば、一目瞭然のことだろう。

このような構成で書かれている条文の、条文全体ではない、前半の一節のみを持ってきて、「教育基本法にかなった」と言おうとしても、それがあまりに恣意的な評価の仕方ではないことは、上記から明らかであろう。

さらに原委員は次のように述べている。

日本の神話ですとか、文化、宗教観、社会の中での生活観、また、国や郷土を愛する考えなど、わかりやすく明確に記述されていて、内容のバランスがとれていると思います。また、外国人が見た日本のコラムや、なでしこ日本史として、現在の社会制度とは異なる時代に生きた女性の生き方などの紹介もあって、多面的な記述がなされて工夫されていると思います。子どもが日本を意識して誇れる内容で大変良い教科書だと感じました。

ここでは、育鵬社版支持・評価の理由として、「内容のバランスがとれている」「多面的な記述がなされて工夫されている」という言葉が用いられている。では、選定委員会における「調査研究資料」の「調査報告書」（証拠甲7号証）において、上と同様の言葉はどの教科書に与えられているだろうか。

たとえば、選定委員会における「選定候補教科書」であり、そこでの評価が最も高い東京書籍（原告『準備書面（9）』9～12頁参照）への評価・報告には次のようなものがある。

多様な事例を紹介しており、見学及び調査ができるようによく配慮されている。

また、同じく「選定候補教科書」である教育出版版に対しては以下のとおりである。

多様な事例を紹介しており、よく配慮されている。

一方、同じ「調査報告書」における育鵬社版への評価は次のようになっている。

偏った歴史観が伺われ、生徒の心身の発達段階や生徒の生活や経験及び地域性に対して配慮されているとは言い難い面もある。

原委員が育鵬社版を「内容のバランスがとれている」「多面的な記述がなされて工夫されている」と言っているのに対し、「調査報告書」では、それとは全く反対の意味を持つ「偏っている」という評価が与えられているのである。

そうであるならば、前記の藤井委員のときと同様、それら「調査報告書」における評価と、それに反する自らの評価内容とを比較・検討する作業を当然しなければならぬだろう。しかし、藤井委員や西本委員同様、原委員も、「調査報告書」や「審議結果報告書」に基づかない採択をしようとする教育委員の、まさに最低限のレベルの責務さえ果たしていないのである。

最後に原委員は、「子どもが日本を意識して誇れる内容で大変良い教科書だと感じました。」と述べているが、これは、その前の「内容のバランスがとれている」「多面的な記述がなされて工夫されている」という評価と矛盾している。

もし、「内容のバランス」がとれ「多面的な記述がなされて」いるなら、その教科書は、「子どもが日本を意識して誇れる内容」だけではなく、上の教育基本法の「目標」の「五」の後段にあるような「他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」に役立つ内容でもあるはずである。そうではなく、その教科書が「子どもが日本を意識して誇れる内容」であるだけなら、それは、上記「調査報告書」がいうように、その教科書が「偏っている」内容であることを示しているものである。

以上、原委員の述べたことには、上記「A」「B」とも全く存在していない。

④ 小田委員長

小田委員長は、まず、次のように言う。

中学校で歴史を学ぶ意義は、時代時代に生き、悩み、立派な行いを行った人々から今後の人生や考え方を学ぶことであると思います。

これは、「歴史を学ぶ意義」を、まるで道徳教科の意義・目標と勘違いしているような言葉である。このようなことが中学における歴史学習の意義・目的であるなどという「考え方」は、前記したそれからもわかるように、学習指導要領等には一切存在してはいない。また、それが歴史学習や歴史学の意義・目的

であるなどという「考え方」は、社会科教育学（歴史教育学）や歴史学の世界においても全く存在していない—在り得ない「考え方」である。このような姿勢・「考え方」からは、歴史教科書の検討・評価など全く為し得ないことを、まず言っておきたい。このことは、以下の小田委員長の発言内容自体が如実に示している。

続けて小田委員長の発言を紹介する。

そうした面で、教科書を比較してみますと、育鵬社が最も内容が良く、また、わかりやすく作られていると思います。まず、日本の国の成り立ちとして、聖徳太子の気概を、日出づる処の天子と独立国家日本として紹介をしています。また、上杉鷹山の改革や二宮尊徳の報徳の精神、渋沢栄一の経済理念、杉原千畝の人道的行動など、素晴らしい日本の偉人・偉業を数多く紹介しております。

さらには、外国人が見た日本として、日本人の政治姿勢、清潔性、責任感について、当時の世界から見て、素晴らしいものであると紹介されております。また、世界に影響を与えた浮世絵の紹介や茶の湯、生け花、仏教芸術なども詳しく説明があります。

こうした日本人として誇るべき人物の精神や文化を、今治の中学生が学び受け継ぐために、最もふさわしい教科書は、私は育鵬社であると思います。

もはや説明はいらないと思う。日本・日本人を褒めてさえいれば素晴らしい教科書であるという、まさに、自己中・ナルシシズムのすすめ、である。

他の委員同様、他社の教科書がどういうものでどう評価するなどということは全く述べていない。まさに育鵬社賛美一色である。もはや、前記・「文科省通知」にいう「十分な調査研究によって、適切な手続きにより行われなければならない」教科書採択などとは全く無縁の状況である。

教科書の選定・採択とは数社のものを比較・検討して、生徒たちにとって最良のものを選び、決める作業であるが、委員長の頭には、そのような認識は全く存在しないようで、ただ、育鵬社版を手放しで褒めているのみなのである。

以上、小田委員長の述べたことには、上記「A」「B」とも全く存在していない。

⑤ 教育委員全体に共通するもの

まず、何度か述べて来たことだが、上記四人の教育委員は、自らが支持する育鵬社版以外の教科書については、比較・検討どころか、その名前さえ口にしていない。徹底して、自らが採択を主張する教科書の賛美・評価に終始するのみである。この姿勢は、「他国の立場を顧みない」「自己中心的」と評価される育鵬社版教科書の内容・性格と同質のものである。

つまり、数社の教科書の中から一社を「適切・適正・公正」に選定・採択するなどということが、本件・教育委員らにとっては全く不可能な作業であることを、上記・紹介して来た「議事録」は如実に表しているのである。

(2) 公民教科書「採択会議」

① 西本委員

西本委員は、歴史教科書についての発言と同じく、「選定委員会の審議結果報告書、大変重く受け止めておりますが」としつつ、やはり育鵬社版の採択を主張している。

西本委員が「大変重く受け止めております」というその「審議結果報告書」（証拠甲 8 号証）における際立った特徴は、育鵬社以外の三社の教科書には全て「社会的な見方や考え方が育つよう配慮されている」という評価がある一方で、育鵬社版にはそのような評価が全く記載されていないことである。

「公民的分野」のことを、かつては「政治・社会・経済的分野」と呼んでいたように、社会科における「公民的分野」においては、「社会に対する見方・考え方を身につけ、深める」ということが最も中心的な課題・目標だろう。それは、学習指導要領のなかの「公民的分野」の目標の中にも、次のように示されている。

民主政治の意義，国民の生活の向上と経済活動とのかかわり及び現代の社会生活などについて，個人と社会とのかかわりを中心に理解を深め，現代社会についての見方や考え方の基礎を養うとともに，社会の諸問題に着目させ，自ら考えようとする態度を育てる。

(社会科公民的分野の「目標」の(2))

しかしながら、西本委員が上記の言葉に続いて述べている育鵬社版支持の理由は次のようなことである。

育鵬社の教科書は、巻頭におきまして、しっかりと公民という意味を明確に説明しておりますし、家族の愛、郷土愛、国を愛する、日本国の公民としての自覚を持たせる内容で一貫しているように思います。家族、社会、国家への感謝と愛情を学ぶことの大切さもしっかりと述べられており、また、現代では、個人の自由と権利は多く主張されますが、社会的な責任と義務が伴うこともしっかりと明記されております。以上のような理由で育鵬社が良いと思います。

西本委員にとっては「国を愛する」こと、「日本国の公民としての自覚を持たせる」こと、あるいは、「家族、社会、国家への感謝と愛情を学ぶこと」などが「公民的分野」で学ぶべきことであり、「目標」なのである。「公民的分野」、公民教科書に対する西本委員の考え方や評価基準が、上の「審議結果報告書」や学習指導要領とかけ離れた、委員個人の、あるいは他の委員と連動した、全く恣意的、「ひとりよがり」的なものであることは歴然としているだろう。

また、西本委員が「大変重く受け止めている」はずの同じく選定委員会の「調査報告書」（証拠甲7号証）のなかの育鵬社についての評価には、次のような否定的評価がずらりと並んでいる。

- ・ 学び方、調べ方を身につける学習があまり準備されていない。
- ・ 近年の国際情勢や国内の様子を写真などで取り上げているが、政治的メッセージ性を感じる箇所がある。
- ・ 原発の有用性を強調し過ぎ、その危険性や反対意見があることには言及していないなど、公平性、客観性に欠ける箇所がある。
- ・ 皇室や天皇陛下の写真などを多く取り上げて、愛国心と関連づけようとしている箇所が多く、違和感を感じる。
- ・ 考えさせる補助資料が少なく、また生徒の興味関心をひく学習内容があまり準備されていない。

「調査報告書」における、育鵬社版に対するこれらの否定的評価に対し、それ

らを覆し得る説得力ある根拠を西本委員は全く出していないばかりか、それに触れてさえいない。

「選定委員会の審議結果報告書、大変重く受け止めておりますが」と言いつつ、その「報告書」の内容とかけ離れた自らの「主張・考え」に立っての育鵬社版賛美を、当「報告書」との比較など微塵もせぬまま、ただ自己完結的に述べているのみである。「報告書」を「重く受け止めている」という言葉が、いかに、アリバイ的、口先だけのものか明らかだろう。

以上、西本委員の述べたことには、上記「A」「B」とも全く存在していない。

② 藤井委員

藤井委員は、次のように述べている。

私も育鵬社でお願いしたいと思います。

理由といたしまして、今治市教育委員会の基本方針の第3項目、公德心と郷土愛を育むに合致している教科書だと思いました。巻頭の「公民を学ぶにあたって」のページには、西本委員が仰ったように、公民という非常に難しい言葉をきちんと定義してあり、学ぶ意味とか目的とかをわかりやすく説明しています。そして、「理解を深めよう」というコーナーもとてもわかりやすいですし、身近な例をたくさん挙げており、生徒が理解しやすい教科書になっていると思います。

繰り返すが、教科書の選定・採択とは、数社のものを比較・検討して、生徒たちにとって最良のものを選び、決める作業である。藤井委員に限らないが、育鵬社版の賛美をするのみの上のような発言が、いかに、教科書選定・採択のための論議からかけ離れた異常なものであるかを指摘すれば、ここでの分析・説明は十分だろう。

以上、藤井委員の述べたことには、上記「A」「B」とも全く存在していない。

③ 原委員

原委員は、次のように述べている。

私も育鵬社でお願いしたいと思います。

他の委員も言われていますように、公民という言葉の意味や学習の狙いが巻頭でしっかりと述べられていて、新学習指導要領が求める国民的教養と自国を愛する心を育むという目標にあった内容だと思っています。

ここで、「新学習指導要領が求める国民的教養と自国を愛する心を育むという目標」と言っているが、「新学習指導要領」にそのような「目標」は存在していない。どこから取って来た言葉か全くわからないが、「国民的教養」という言葉と「自国を愛する心」という言葉の意味に近い言葉が単語としては同時に出てくるのが、唯一、次の文章である。

広い視野に立って、社会に対する関心を高め、諸資料に基づいて多面的・多角的に考察し、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め、公民としての基礎的教養を培い、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。

(学習指導要領の中の「中学社会科の目標」)

しかし、「国民的教養と自国を愛する心」という言葉に近い単語が登場しながらも、「広い視野に立って、社会に対する関心を高め、諸資料に基づいて多面的・多角的に考察し」「国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う」という文章を含むこの「目標」全体の意味するものが、原委員の言う「新学習指導要領が求める国民的教養と自国を愛する心を育むという目標」という言葉の示すものと、全くかけ離れたものであることは一目瞭然だろう。

つまり原委員は、全くそれ(事実)と違った内容のものを「新学習指導要領の目標」だと言いながら、それを育鵬社版評価の根拠に「勝手に」か、あるいは「知らぬままに」か、しているのである。

原委員は、続けて次のように述べている。

日本の領土ですとか、国旗、国歌、自衛隊、天皇、外国人参政権などの記述が明確であり、日本の立ち位置をしっかりと伝えていると思います。以上のような点から育鵬社がよいと思います。

ここでは、何らの評価基準・根拠も示さぬまま、「日本の領土、国旗、国歌、

自衛隊、天皇、外国人参政権などの記述が明確である」こと、「日本の立ち位置をしっかりと伝えている」ことが、公民教科書を評価するときの理由・基準・根拠といったものになっているのである。

ちなみに、当の今治市教委は「今治市教科書採択基本方針」（証拠甲12号証、6頁）の「1」において、以下の「採択基準」を示している。

- 1 「教育基本法」及び「学習指導要領」に則し、各教科の目標の達成に適したものであること。

そして、上に言う「学習指導要領」の中の社会科「公民的分野の目標」は以下のとおりである。

- (1) 個人の尊厳と人権の尊重の意義、特に自由・権利と責任・義務の関係を広い視野から正しく認識させ、民主主義に関する理解を深めるとともに、国民主権を担う公民として必要な基礎的教養を培う。
- (2) 民主政治の意義、国民の生活の向上と経済活動とのかかわり及び現代の社会生活などについて、個人と社会とのかかわりを中心に理解を深め、現代社会についての見方や考え方の基礎を養うとともに、社会の諸問題に着目させ、自ら考えようとする態度を育てる。
- (3) 国際的な相互依存関係の深まりの中で、世界平和の実現と人類の福祉の増大のために、各国が相互に主権を尊重し、各国民が協力し合うことが重要であることを認識させるとともに、自国を愛し、その平和と繁栄を図ることが大切であることを自覚させる。
- (4) 現代の社会的事象に対する関心を高め、様々な資料を適切に収集、選択して多面的・多角的に考察し、事実を正確にとらえ、公正に判断するとともに適切に表現する能力と態度を育てる。

これらを見ると、公民教科書を評価する場合の原委員の理由・基準・根拠が、全く恣意的・独断的であること、さらに、それ以上に、その言が、公民教科書を評価・選定し得るレベルのものでは全くないことが、あまりにも明瞭であろう。このことが、一人原委員だけのことではないことは言うまでもない。

以上、原委員の述べたことには、上記「A」「B」とも全く存在していない。

④ 小田委員長

小田委員長は、まず、次のように述べる。

今治市教育委員会基本方針では、公德心と郷土愛を育むと書いております。まさに、公民という教科で学ぶべきものであると思います。家族を愛し、社会を愛し、国を愛することを学び、さらには公德心を育むために、最も適した内容の教科書は育鵬社であると思います。

小田委員長にとって公民教科書とは、まるで、戦後民主主義体制によって否定された、大日本帝国時代の筆頭科目「修身」のごとく、「家族を愛し、社会を愛し、国を愛することを学び、さらには公德心を育むため」のものなのである。これらが、選定委員会の「調査報告書」や「審議結果報告書」、学習指導要領等における「公民分野」への考え方・位置づけとかけ離れたものであることは言うまでもないであろう。

小田委員長は、続けて、次のように言っている。

まず、国家の基本となる、領域、国民、主権を明確に述べられており、特にその象徴となる国旗・国歌の重要性については、スポーツ大会のみならず様々な場面で、国旗・国歌の意義についてくわしく理解することができます。また、国家・国民を守るために重要な役割を果たしている自衛隊活動についても現実的な観点から評価し解説をしております。現代社会においては、様々な主張、意見があります。しかし、権利には義務が伴います。中学生の皆様に、公民の精神を学び日本の将来を担ってもらうために、最もふさわしい教科書は育鵬社であると思います。

「国家の基本となる、領域、国民、主権」「国旗・国歌の重要性」「国家・国民を守るために重要な役割を果たしている自衛隊活動」等々、国家主義的な観点・言葉が並ぶだけで、ここには、戦後憲法の基本原理である「基本的人権の尊重」「国民主権」「平和主義」等に関係する内容は一切出て来ない。

さらに上記・学習指導要領「社会科 公民的分野の目標」であるところの、「個人の尊厳と人権の尊重の意義」「民主主義に関する理解を深める」「国民

主権を担う公民として必要な基礎的教養を培う」「世界平和の実現と人類の福祉の増大のために、各国が相互に主権を尊重し、各国民が協力し合うことが重要である」「現代の社会的事象に対する関心を高め、様々な資料を適切に収集、選択して多面的・多角的に考察し、事実を正確にとらえ、公正に判断するとともに適切に表現する能力と態度を育てる」等々に関連する、あるいは、少しでも近い内容は、小田委員長の発言に皆無なのである。

小田委員長は、現憲法を否定し、大日本帝国型の「新憲法」の制定を目指す右翼・国家主義団体「日本会議」の会員である。その「新憲法」は、現憲法の基本理念―「基本的人権の尊重」「国民主権」「平和主義」―を否定し、個人より国家を尊重し、平和主義より軍事力を重要視する国家体制を目指すものである。そして、この「日本会議」は、育鵬社版教科書の作成に大きく関わり、その採択を求める運動を行っている団体でもあるのである（原告『準備書面（9）』12～13頁参照）。

つまり、小田委員長にとっての「採択会議」とは、「数社の教科書を比較・検討し、その中から最良のものを選び、決める作業」を行うためのものなどではなく、初めから、育鵬社版を採択するためのものなのである。

現憲法の基本理念に反していること、選定委員会の「調査報告書」・「審議結果報告書」・「学習指導要領」等における「公民分野」への考え方・位置づけと全くかけ離れていることを意に介することなく、育鵬社版の賛美のみを徹底して行った上の小田委員長の発言内容は、このことを如実に表しているものである。

以上、小田委員長の述べたことには、上記「A」「B」とも全く存在していない。

三 結語

以上、被告（相手方）今治市教委は、選定委員会の「調査報告書」・「審議結果報告書」に基づかない採択を行ったばかりではなく、自らが採択を主張し決定した育鵬社版教科書に対する自らの評価と、上記・両「報告書」におけるそれへの評価内容との違いなどについても、全く審議・検討することはなかった。また、両「報告書」において評価が高い教科書の内容と、自らが採択を主張する育鵬社版教科書の内容との比較・検討も一切行わなかった。

つまり、今治市教委にとっての「採択会議」とは、審議によって、数社の教科書の中から一社の教科書を選び決定する場などではなく、あらかじめ予定し

ていた育鵬社版を、多数決によって「形式的に」決める「アリバイ」的な場でしかなかったのである。

本書面のタイトルどおり、本件「採択会議」で「適正・公正な審議・採択」が行われなかったことは、以上から明白だろう。

原告らは『準備書面（９）』によって、本件「採択」が「適正手続に反する違憲・違法・不正な採択」であることをさまざまな視点・角度から主張・立証したが、本書面での、「採択会議」における各委員の発言の検証によって、このことは、さらに確実に立証されたはずである。

<求釈明>

- 一 被告が、本書面における原告の主張・立証に反して、本件「採択会議」で「適正・公正な審議・採択」が行われたとの主張ならば、その事実と根拠を具体的に示せ。
- 二 原告は、『準備書面（９）』及び本書面において、「本件・採択は適正手続に反する違憲・違法・不正な採択である」ことを主張・立証したが、被告が、仮に、そうではないと主張するならば、その根拠を具体的に示し、自らの主張を立証せよ。

以上